

令和5年度

個別指導における 主な指摘事項（薬局）

東北厚生局

目次

I 調剤全般に関する事項

- 1 処方箋の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1
- 2 処方内容の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1
- 3 処方内容に関する薬学的確認・・・・・・・・・・ P1
- 4 調剤済処方箋の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・ P1
- 5 調剤録の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P2

II 調剤技術料に関する事項

- 1 薬剤調製料・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P2
- 2 嚥下困難者用製剤加算・・・・・・・・・・・・・・・・ P2
- 3 自家製剤加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P2
- 4 計量混合調剤加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P3
- 5 薬剤調製料の夜間・休日等加算・・・・・・・・・・ P3

III 薬学管理料に関する事項

- 1 薬剤服用歴等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P3
- 2 重複投薬・相互作用等防止加算・・・・・・・・・・ P4
- 3 服薬管理指導料・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P4
- 4 薬剤情報提供文書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P5
- 5 経時的に薬剤の記録が記入できる薬剤の記録用の手帳・・・・ P5
- 6 薬剤服用歴の記録（電磁的記録の場合）の保存等・・・・・・ P5
- 7 麻薬管理指導加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P6
- 8 特定薬剤管理指導加算・・・・・・・・・・・・・・・・ P6
- 9 乳幼児服薬指導加算・・・・・・・・・・・・・・・・ P6
- 10 吸入薬指導加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P6
- 11 かかりつけ薬剤師指導料・・・・・・・・・・・・・・・・ P7
- 12 外来服薬支援料・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P7
- 13 服薬情報等提供料・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P7
- 14 在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料・・・・・・ P7

IV 事務的事項

- 1 届出事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P7
- 2 掲示事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P8

V その他

- 1 保険請求に当たつての請求内容の確認・・・・・・・・・・ P8
- 2 保険外負担・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P8
- 3 関係法令の理解・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P8
- 4 指導への理解・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P9
- 5 指導対象薬局の開設者がほかの保険薬局も開設している場合 P9

令和5年度 個別指導における主な指摘事項（薬局）

I 調剤全般に関する事項

1. 処方箋の取扱い

「処方」欄の記載に次の不備のある処方箋につき、疑義照会をせずに調剤を行っている不適切な例が認められたので改めること。

用法の記載が不適切である。

2. 処方内容の変更

処方内容の変更について、次の不適切な例が認められたので改めること。

処方箋に変更の内容を記載していない。

3. 処方内容に関する薬学的確認

処方内容について確認を適切に行っていない（処方医への疑義照会を行っているものの、その内容等を処方箋又は調剤録に記載していないものを含む。）次の例が認められたので改めること。

- ① 薬剤の処方内容より禁忌投薬が疑われるもの
- ② 医薬品医療機器等法による承認内容と異なる効能効果（適応症）での処方が疑われるもの
- ③ 医薬品医療機器等法による承認内容と異なる用量で処方されているもの
- ④ 医薬品医療機器等法による承認内容と異なる用法で処方されているもの
- ⑤ 過量投与が疑われるもの
- ⑥ 相互作用（併用禁忌・併用注意）が疑われるもの
- ⑦ 倍量処方が疑われるもの
- ⑧ 重複投薬が疑われるもの
- ⑨ 薬学的に問題がある多剤併用が疑われるもの
- ⑩ 投与期間の上限が設けられている医薬品について、その上限を超えて処方されているもの
 - ア 制限日数を超える処方
 - イ 6週間又は8週間を超える処方
- ⑪ 漫然と長期にわたり処方されているもの
 - ア 漫然と長期にわたる処方
 - イ 月余にわたるビタミン製剤の処方

4. 調剤済処方箋の取扱い

- (1) 調剤済処方箋について、次の事項の記載がない、不適切な又は不明瞭な例が認められたので改めること。

- ① 調剤済年月日
 - ② 保険薬局の所在地
 - ③ 保険薬局の名称
 - ④ 保険薬剤師の署名又は記名・押印
- (2) 調剤済処方箋の「備考」欄又は「処方」欄に記入する次の事項の記載がない又は不十分な例が認められたので改めること。
- ① 処方箋を交付した医師又は歯科医師の同意を得て処方箋に記載された医薬品を変更して調剤した場合、その変更内容
 - ② 医師又は歯科医師に照会を行った場合、その回答内容
- (3) 調剤済処方箋への保険薬剤師の署名を事務員が行っているので、調剤した保険薬剤師が自ら行うよう改めること。

5. 調剤録の取扱い

- (1) 調剤録について、次の不適切な例が認められたので改めること。
調剤録を、完結の日から3年間保存していない。
- (2) 調剤録の記入について、次の不適切な例が認められたので改めること。
次の事項を記載していない。(ただし、調剤済となった処方箋又は薬剤服用歴に同様の事項が記入されている場合を除く。)
- ア 薬剤師法第23条第2項の規定により医師、歯科医師の同意を得て処方箋に記載された医薬品を変更して調剤した場合、その変更内容
- イ 薬剤師法第24条の規定により医師、歯科医師に疑わしい点を確認した場合、その回答内容

Ⅱ 調剤技術料に関する事項

1. 薬剤調製料

薬剤調製料について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 内服薬につき、1剤とすべきところ、2剤として算定している。
- ② 内服薬を屯服薬として算定している。
- ③ 検査に当たって使用する薬剤に係る薬剤調製料を算定している。

2. 嚥下困難者用製剤加算

嚥下困難者用製剤加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

薬価基準に記載されている剤形(顆粒又は細粒)での服用が可能と思われる患者について算定している。

3. 自家製剤加算

自家製剤加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 調剤した医薬品と同一剤形及び同一規格を有する医薬品が薬価基準に収載されている。
- ② 調剤録等に製剤工程を記載していない。
- ③ 予製剤による場合又は錠剤を分割する場合にもかかわらず、100分の20に相当する点数を算定していない。

4. 計量混合調剤加算

計量混合調剤加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 医薬品の特性を十分理解し、薬学的に問題ないと判断していない。
- ② 2種類以上の薬剤を計量し、かつ、混合していないにもかかわらず算定している。(分包された薬剤のみを使用し、計量することなく単に混合調剤した場合に算定している。)

5. 薬剤調製料の夜間・休日等加算

薬剤調製料の夜間・休日等加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

薬剤服用歴等に平日又は土曜日に算定した患者の処方箋の受付時間を記載していない。

Ⅲ 薬学管理料に関する事項

1. 薬剤服用歴等

薬剤服用歴等について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 薬剤服用歴等への記載が、指導後速やかに完了していない。
- ② 二本線で抹消したのではなく、修正テープにより修正している(修正前の記載内容が判読不能である)。
- ③ 次の事項の記載がない、不適切である又は不十分である。
 - ア 患者の基礎情報
 - ・ 住所
 - ・ 必要に応じて緊急連絡先
 - イ 処方及び調剤内容等
 - ・ 調剤日
 - ・ 処方内容に関する照会の要点等
 - ウ 患者の体質
 - ・ アレルギー歴
 - ・ 副作用歴
 - エ 薬学的管理に必要な患者の生活像

オ 疾患に関する情報

- ・ 傷病名
- ・ 既往歴
- ・ 合併症
- ・ 他科受診において加療中の疾患に関するもの

カ オンライン資格確認等システムを通じて取得した患者の薬剤情報又は特定健診情報等

キ 併用薬（要指導医薬品、一般用医薬品、医薬部外品及び健康食品を含む。）等の状況

ク 服用薬と相互作用が認められる飲食物の摂取状況

ケ 服薬状況（残薬の状況を含む。）

コ 患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）

サ 服薬指導の要点

シ 手帳活用の有無

手帳を活用しなかった場合はその理由と患者への指導の有無

ス 今後の継続的な薬学的管理及び指導の留意点

セ 指導した保険薬剤師の氏名

2. 重複投薬・相互作用等防止加算

重複投薬・相互作用等防止加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 処方の変更が行われなかった場合に算定している。
- ② 薬剤服用歴等に処方医に連絡・確認を行った内容の要点、変更内容の記載がない。
- ③ 「残薬調整に係るものの場合」を算定しているが、残薬について、処方医に対して、連絡・確認を行っていない。

3. 服薬管理指導料

- (1) 患者に対して実施した指導等の要点について薬剤服用歴等に記載がないので改めること。
- (2) 次の事項について、処方箋の受付後、薬を取りそろえる前に患者等に確認していない不適切な例が認められたので改めること。
服薬状況（残薬の状況を含む。）
- (3) 患者に対して、手帳を活用することの意義、役割及び利用方法等について十分な説明を行っていないので改めること。
- (4) 患者の意向等を確認した上で手帳を用いないこととした場合に、その理由を薬剤服用歴等に記載していないので改めること。
- (5) 残薬が確認された場合は、その理由を把握すること。

(6) 残薬の状況の確認等に当たり、患者又はその家族等から確認できなかった場合に、次回の来局時に確認できるよう指導し、その旨を薬剤服用歴等に記載していないので改めること。

(7) 服薬指導の要点について、同様の内容を繰り返し記載している例が認められた。服薬指導は、処方箋の受付の都度、患者の服薬状況、服薬期間中の体調変化を確認し、新たに収集した患者の情報を踏まえた上で行うものであり、その都度過去の薬剤服用歴等を参照した上で、必要に応じて確認・指導内容を見直すこと。また、確認した内容及び行った指導の要点を、具体的に薬剤服用歴等に記載すること。

(服薬管理指導料1)

原則3か月以内に再度処方箋を持参した患者であって手帳を提示しないものに対して、服薬管理指導料の「注1」ただし書の点数を算定していない不適切な例が認められたので改めること。

4. 薬剤情報提供文書

薬剤情報提供文書について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 次の事項の記載がない、不適切である又は不十分である。
 - ア 薬剤の名称
 - イ 効能、効果
 - ウ 副作用
 - エ 相互作用
 - オ 服用及び保管取扱い上の注意事項
- ② 効能、効果、副作用及び相互作用に関する記載について、患者等が理解しやすい表現になっていない。
- ③ 効能・効果等に関する記載について、誤解を招く表現となっている

5. 経時的に薬剤の記録が記入できる薬剤の記録用の手帳

手帳による情報提供について、次の不適切な例が認められたので改めること。

手帳に次の事項の記載がない又は不十分である。

- ア 必要に応じて服用に際して注意すべき事項
- イ 患者の主な既往歴

6. 薬剤服用歴等（電磁的記録の場合）の保存等

電子的に保存している記録について、次の不適切な事項が認められたので改めること。

最新の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第6.0版」に準拠していない。

- ア (8文字以上の場合) パスワードの要件として、英数字・記号を混在させた8文字以上の推定困難な文字列を定期的(最長でも2ヶ月以内)に変更させるものとなっていない。
- イ (13文字以上の場合) 英数字・記号を混在させた13文字以上の推定困難な文字列となっていない。
- ウ 情報システムの関係職種ごとのアクセス範囲が適切でない。

7. 麻薬管理指導加算

麻薬管理指導加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 電話等により麻薬の服用状況、残薬の状況又は保管状況を定期的に確認していない。
- ② 麻薬による鎮痛等の効果、患者の服薬中の体調の変化(副作用が疑われる症状など)の有無の確認を行っていない。
- ③ 薬剤服用歴等に指導の要点の記載がない。

8. 特定薬剤管理指導加算

特定薬剤管理指導加算1について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 特に安全管理が必要な医薬品に該当しない医薬品について算定している。
- ② 特に安全管理が必要な医薬品が複数処方されている場合に、その全てについての必要な薬学的管理及び指導を行っていない。
- ③ 薬剤服用歴等に対象となる医薬品に関して患者又はその家族等に対して確認した内容及び行った指導の要点の記載がない又は不十分である。
- ④ 従来と同一の処方内容にもかかわらず当該加算を継続して算定する場合に、重点的に行った指導の内容を薬剤服用歴等に記載していない。

9. 乳幼児服薬指導加算

乳幼児服薬指導加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 乳幼児に係る処方箋の受付の際に確認した、年齢、体重、適切な剤形その他必要な事項等の確認内容について、薬剤服用歴等又は手帳に記載がない。
- ② 薬剤服用歴等又は手帳に患者の家族等に対して行った適切な服薬方法、誤飲防止等の必要な服薬指導の要点の記載がない又は不十分である。

10. 吸入薬指導加算

吸入薬指導加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 保険医療機関に対し情報提供した文書等の写し又はその内容の要点等を薬剤服用歴等に添付又は記載していない。
- ② 保険医療機関からの求めがない場合に算定している。

11. かかりつけ薬剤師指導料

かかりつけ薬剤師が行う服薬指導等について、次の不適切な例が認められたので改めること。

患者に勤務表を渡していない。

服薬指導等の要点について薬剤服用歴等に記載していない。

12. 外来服薬支援料

(1) 外来服薬支援料1について、次の不適切な例が認められたので改めること。

① 薬剤服用歴等に次の事項を記載していない。

服薬支援の内容及び理由

② 治療上の必要性及び服薬管理に係る支援の必要性を判断した上で行っていない。

(2) 外来服薬支援料2について、次の不適切な例が認められたので改めること。

① 1剤であって3種類以上の内服用固形剤が処方されていないときに算定している。

② 治療上の必要性が認められると判断していない。

③ 当該薬剤を処方した保険医に次の事項の了解を得ていない場合に算定している。

ア 治療上の必要性

イ 服薬管理に係る支援の必要性

④ 薬剤師が一包化の必要を認め、医師の了解を得た後に一包化を行った場合において、一包化の理由を薬剤服用歴等に記載していない。

⑤ 一包化した場合に必要な指導を行った上で、調剤後も患者の服用薬や服薬状況に関する情報等を把握していない。

13. 服薬情報等提供料

服薬情報等提供料について、次の不適切な例が認められたので改めること。

患者の同意を得ていない。

14. 在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料

在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料について、次の不適切な例が認められたので改めること。

薬剤服用歴等に処方医に連絡・確認を行った内容の要点、変更内容を記載していない。

IV 事務的事項

1. 届出事項

次の届出事項の変更が認められたので、速やかに東北厚生局に届け出ること。

- ① 管理薬剤師の異動
- ② 保険薬剤師の異動
- ③ 開局時間の変更
- ④ 休業日の変更

2. 掲示事項

掲示事項について、次の不適切な事項が認められたので改めること。

- ① 調剤報酬点数表の一覧等の掲示がない又は誤っている。
- ② 東北厚生局長に届け出た事項に関する事項の掲示がない又は誤っている。
- ③ 明細書の発行状況について
 - ア 明細書の発行状況に関する事項の掲示がない。
 - イ 明細書の発行状況に関する事項の掲示について、一部負担金等の支払いがない患者に関する記載がない。
- ④ 後発医薬品調剤体制加算関係

後発医薬品の調剤を積極的に行っている旨を保険薬局の内側及び外側の見えやすい場所に掲示していない。

V その他

1. 保険請求に当たっての請求内容の確認

保険薬剤師が行った調剤に関する情報の提供等について、保険薬局が行う療養の給付に関する費用の請求が適正なものとなるよう努めていないので改めること。

請求内容について、保険薬剤師による処方箋、調剤録、薬剤服用歴等又は調剤報酬明細書の確認が行われていない。

2. 保険外負担

患者からの実費徴収について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 実費徴収に係る次の事項について、薬局の内側の見えやすい場所に掲示していない。

薬剤の容器の費用
- ② 患者の同意について、徴収に係るサービスの内容及び料金を明示した文書に患者側の署名を受けることにより同意の確認が行われていない。

3. 関係法令の理解

健康保険法をはじめとする社会保険各法並びに医薬品医療機器等法の保険医療に関する法令の理解が不足しているので、法令に関する理解により一層努めること。

4. 指導への理解

指導の趣旨を理解すること。

5. 指導対象薬局の開設者がほかの保険薬局も開設している場合

開設者は、今回の指導結果の内容を踏まえ、同様に開設者となっている他の保険薬局について状況の把握を行い、業務内容等について必要な改善を行う等、保険調剤の質的向上及び一層の適正化を図ること。